

4 虐待等による高齢者の被害

○ 高齢者虐待等に関する相談

【相談先整理番号15】

市区町村高齢者福祉担当課・地域包括支援センターで応じている。

市区町村のほか地域包括支援センターでは、行政機関、保健所、医療機関など必要なサー

ビスにつなぐ支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などを行っている（P92【施策番号178】参照）。

・市区町村高齢者福祉担当課又は地域包括支援センター

コラム5

支援の現場から③（平成25年度中における地方公共団体職員の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

C市では、少年数名による暴行によって死亡した少年の遺族に対する支援を行っている。総合的対応窓口に対して、警察本部被害者支援担当課から、「犯罪被害で息子を亡くした母親が精神的に不安になった。また、姑が認知症になり軽拳妄動が目立ってきた。」と情報提供があった。

同窓口では、地域包括支援センターと連絡を取り、姑の介護認定等の手続を進め、家庭内での負荷がなるべくかからなくなるように支援を行っている。

また、警察本部では、母親に対し、心のケアを行っているほか、精神科への通院にも付き添うなど、多方面の支援をしている。

5 交通犯罪被害者

○ 交通事故に関する相談

【相談先整理番号16】

都道府県・政令指定都市が設置・運営する交通事故相談所で応じている。

交通事故に起因して生じた損害賠償問題、生活福祉問題、一身上の悩み等の解決のための相談を行っている（P86【施策番号157】参照）。

・交通事故相談所 (<http://www8.cao.go.jp/koutu/juten/sodan.html>)

○ 交通事故の民事紛争に関する法律相談

【相談先整理番号17】

公益財団法人日弁連交通事故相談センターの全国159か所の相談所で応じている。

また、示談あっ旋業務は、39か所の本・支部において応じている（P43【施策番号8】参照）。

交通事故の発生から解決までの流れ



提供：国土交通省

・公益財団法人日弁連交通事故相談センター (<http://www.n-tacc.or.jp/>)

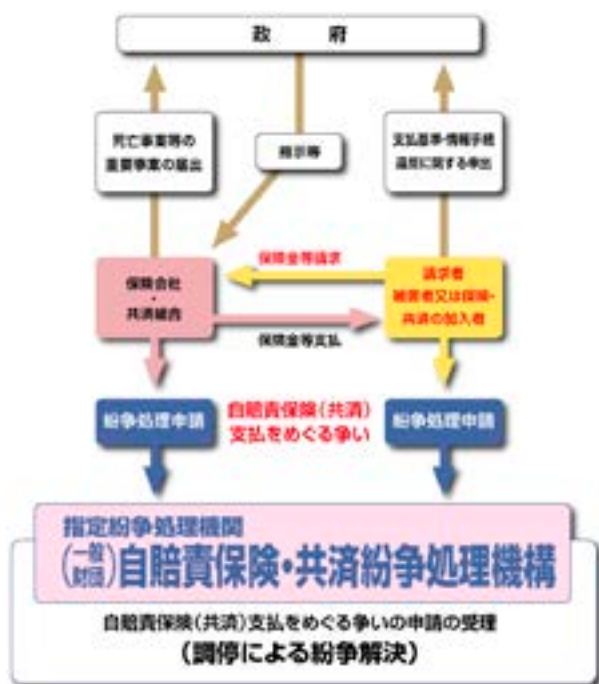
○ 保険会社・共済組合との紛争に関する相談

【相談先整理番号18】

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構で応じている。

自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争の調停を行っている（P42【施策番号6】参照）。

自賠責保険（共済）支払をめぐる争いの申請の受理



提供：国土交通省

- 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (<http://www.jibai-adr.or.jp/>)
 本部 (03-5296-5031)
 大阪支部 (06-6265-5295)

○ 政府保障事業の受付

【相談先整理番号19】

損害保険会社（組合）の全国各支店等の窓口（保険代理店以外の損害保険会社（組合）の窓口であればどこでも対応可能）で応じている。

なお、政府保障事業は、自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや

無保険車などによる事故の被害者に対して、「自動車損害賠償保障法」に基づき、本来の賠償責任者である加害者などに代わり、政府が直接その損害のてん補を行っている（P43【施策番号9】参照）。

損害のてん補請求から支払までの流れ



提供：国土交通省

- 損害保険会社（組合）の全国各支店等の窓口
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/04relief/accident/nopolicyholder.html>

○ 療護施設の問合せ等に関する相談

【相談先整理番号20】

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA [ナスバ]）が応じている。

自動車事故により重度の後遺障害を負った被害者に対して、適切な治療・看護を行う専門病院である療護施設（療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床3か所）に関する問合せや、在宅介護に係る支援（介護料の支給、訪問支援（重度後遺障害者宅への訪問による相談対応や各種情報の提供）、短期入院費用の一部助成等）、中学校卒業までの子弟に対する育成資金の貸付等に関する問合せに応じている（P53【施策番号42】参照）。